

事務局長	係長	係

第7回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月5日（火）午前9時00分～午前9時30分

2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）

3. 出席者（10名）

委員	土井 泉章	農地利用最適化推進委員	堤 與四行
委員	亀川 一久	農地利用最適化推進委員	鵜池 隆幸
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	原 豊広
委員	福田 源吾		
委員	永尾 喜代子		
委員	牛島 幸雄		
委員	堤 忠雄		

4. 欠席者（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■■■■ 委員 ■番 ■■■■■

第2 【議案第 9号】 令和2年度農業経営基盤強化促進法（第8号）の諮問
について

【議案第10号】 農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討
について

その他

6. 農業委員会事務局

事務局長	森 光昭
副課長	古賀 九州男
係 長	津野 弘樹
主 査	細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和3年第7回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第9号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問についてを議題に供します。事務局から議案第9号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第9号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問について、説明をいたします。3ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第9号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第8号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまふ。以上で議案第9号の朗読及び説明を終わります。

議長

ありがとうございました。何か意見等ありませんか。

■■委員

大町町での賃借料の実勢単価は概ね20,000円/反であるが、今回の案件で21,000円/反での利用権設定がされているのはなぜですか。

事務局

賃借料が実勢単価を上回った再設定案件については、利用権設定をする方・される方双方にも大町町での実勢単価の話をさせていただいたうえで、前回契約時の賃借料22,000円/反を参考に、引続き農地貸借をさせてもらうという借り手側のご厚意により、双方合意のもと設定された次第です。

議長

他にありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第8号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第9号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第8号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第10号農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは4ページをご覧ください。毎年1月頃の総会にて諮問しております別段面積の検討についてお話しいたします。

【以下、議案第10号農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討についての内容を朗読及び説明】

5ページをご覧くださいますと、佐賀県内における各市町の別段面積の設定状況について載せております。他市町の状況としては、空き家バンク登録物件とセットにする場合や新規就農者が参入しやすいよう小規模での別段面積を設定しているところもございます。今回は検討ということで議案に供しておりますが、今後相談内容に応じた案件が発生した場合でも、総会にて諮問させていただき、随時別段面積の設定が可能です。1年に1回検討することとなっておりますので、宜しくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。何かあればお願いします。

事務局 補足になりますが、他市町では地形的な問題や農業者年金の経営移譲に係る面積要件等をクリアするために別段面積を設定しているところもあるとお聞きしています。耕作者不在が増えている中で、別段面積の設定によって、あらかじめ面積条件を下げおき新規就農を促すのもよいですが、相談内容や農地の場所にも因るので、随時相談があった場合に別段面積の設定を総会で諮問する形でも遅くはないのではないかと思います。

■■委員 新規就農のための別段面積の設定であれば、地元の生産組合や水利組合、その他の区役等への参加も鑑みたくうえで、地域一体となって一緒に農業を行っていくという要件を加味する必要もある

のではないのでしょうか。

議長 他に意見等ありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは、議案第10号農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の検討について、今回のところは現行どおりとし、具体的な事例が発生した場合、考慮していくということで、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、その他に入ります。事務局よりありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 ありがとうございます。他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それではこれをもちまして、第7回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、2月3日(水)に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員